



指名停止について

記者発表資料

令和7年8月7日

～美ら島の未来を拓く～

沖縄総合事務局

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

令和7年8月7日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 森 明彦
契約管理係長 宮良 長幸

TEL 098-866-0031（内 2356、2541） 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 城間 直志
専門職 照屋 華乃子

TEL 098-866-0031（内 81321、81324） 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
株式会社ライムイシモト	長崎県諫早市貝津町 2071 番地 7

2. 指名停止措置期間

令和7年8月7日～令和7年11月6日（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

当該業者は、建設業法に基づく経営事項等評価申請書において、水増しした完成工事高を計上し審査を受けたことが判明し、このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年6月13日付けで長崎県知事より45日間の営業停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（※別表第2第14号（イ）を準用）に該当する。

○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2 抜粋

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内
14 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 当局の所属担当官 ロ 当局の所属担当官以外の関係省庁の所属担当官	当該認定をした日から2カ月以上9カ月以内※ 1カ月以上9カ月以内